

(証券コード4673)

平成29年 2 月 9 日

株 主 各 位

東京都港区三田二丁目11番15号

川 崎 地 質 株 式 会 社

代表取締役社長 坂 上 敏 彦

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年 2 月 24 日（金曜日）午前10時（受付時間午前 9 時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区三田三丁目12番12号
笹川記念会館 4 階 鳳凰の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第66期（平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | （各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」の27頁から35頁に記載のとおりです。） |
| 第 1 号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）8 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告ならびに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kge.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

第66期事業報告

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融緩和政策などを背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方、英国の欧州連合離脱決定、アジア新興国の経済の減速、中東を中心とした海外政情不安による影響や、円高基調で推移していた為替相場が、米大統領選挙後に円安基調へ転ずるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社を取り巻く建設コンサルタントおよび地質調査業界におきましては、東日本大震災の復興関連業務のほか、国土強靱化計画に関連する防災・減災、保全対策関連事業が減少傾向となるなど、引き続き厳しい市場環境・受注環境となりました。

こうした状況の中、当社は保有・先端技術を活かし、東日本大震災の復興関連業務、国土強靱化関連の構造物点検や維持管理業務の特定率向上に向けた対応強化および巨大地震、豪雨、火山等による自然災害の減災・防災関連等の業務、エネルギー、海洋資源開発、東京オリンピック・パラリンピック関連業務を全社員協力一致のもと取り組みましたが、当期の経営成績は、次のとおりとなりました。

受注高は発注量の減少をカバーできず、62億87百万円（前期比4億16百万円減（6.2%減））と厳しい結果となりました。

売上高は前期からの繰越額が厳しい状況であったこともあり、67億37百万円（前期比4億64百万円減（6.5%減））となりました。利益面では引き続き工程管理の徹底、作業効率向上等を図りましたが、営業利益は1億26百万円（前期比1億23百万円減（49.4%減））、経常利益は1億83百万円（前期比1億円減（35.4%減））、当期純利益は64百万円（前期比53百万円減（45.0%減））となりました。

(対象区分別の売上構成)

(単位：千円)

事業の内容	対象区分	内 容	金 額	前期比	構成比
地質調査	治山・治水 農林・水産	河川・ダム・砂防・治山・海岸・ 地すべり・急傾斜・農地造成・干 拓・埋め立て・農業水路・農道・ 林道・漁港・漁場	2,052,803	90.1	30.5
土質調査					
環境調査	運 輸 施 設 上 下 水 道 情 報 通 信	道路・鉄道・橋梁・トンネル・港 湾・空港・浚渫・人工島・上下水 道・情報・通信	2,694,127	103.1	40.0
防災調査	建築・土地 造成	超高層建物・一般建築物・鉄塔・ レジャー施設・地域再開発・土地 造成	715,915	112.7	10.6
海洋調査					
測 量	エネルギー ・資源	発電所・送電・備蓄施設・地熱エ ネルギー・自然エネルギー・水資 源・温泉・鉱床・海底資源	944,736	82.9	14.0
建設計画					
設 計	環 境 災 害 保 全	土壌・騒音・振動・水質・大気・ 動植物生態調査・廃棄物処理施 設・地盤沈下・地震災害・火山災 害	271,535	58.7	4.0
施工管理	そ の 他	遺跡・埋蔵文化財・学術調査・基 礎調査・その他	58,111	81.0	0.9
工 事					
	合 計		6,737,230	93.5	100.0

(2) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後においては、震災復興と国土強靱化推進、道路・下水道維持管理をはじめとする老朽化インフラ整備維持管理、自然災害の減災・防災関連等の業務、エネルギー、海洋資源開発、東京オリンピック関連業務の需要が期待されますが、引き続き厳しい受注競争が予測されます。

こうした状況のもと、当社は地質リスクに充分対応した技術力と保有・先端技術を活かした提案力をもって、コスト競争力、顧客との信頼と高品質成果の確保に注力し、収益性を重視したプロセスの見直しと原価・経費管理の徹底、ならびに適宜な設備投資と更なる差別化のため研究開発を推進し、労働環境の改善に取り組みつつ、経営基盤強化と業績向上に努めてまいります。

また、第66期に新たな3ヶ年計画「第3次中期経営方針(2016～2018)」を策定し、スタートさせました。厳しい社会経済環境が予想される中、「コアビジネスの拡大と新たな事業領域の選択」、「信頼の確保」、「次代のニーズに対応した働き方、人材教育と組織づくり」を基本方針として、引き続き全社で取り組みます。重点施策として保有技術を横断的に捉えた基幹業務の更なる拡大と、新技術投入による他社との差別化、当社サービスの原点である現場主義に徹した活動等、顧客の信頼を得ることで企業力強化を促進し、恒常的収益性を重視した強固な経営基盤を築き、安定成長に繋がるよう全社員協力一致のもと対応してまいります。

さらに、引き続き付加価値を高めていく技術開発の推進、アースドクターとしての多面的人材の確保と教育の推進、内部統制システムの的確な運用、企業の社会的責任を常に念頭に置き、地質コンサルタントのオンリーワン企業を目指し、健全経営に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	第 63 期 (平成25年度)	第 64 期 (平成26年度)	第 65 期 (平成27年度)	第 66 期 (平成28年度)
売上高(千円)	7,660,301	7,684,917	7,201,891	6,737,230
営業利益(千円)	211,417	242,750	249,774	126,264
経常利益(千円)	241,212	270,128	283,587	183,156
当期純利益(千円)	109,776	121,187	117,815	64,810
1株当たり当期純利益	25円65銭	28円24銭	27円46銭	15円11銭
総資産(千円)	7,208,210	7,016,507	7,192,103	6,903,504
純資産(千円)	2,765,852	2,875,909	2,944,003	2,910,868

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社には親会社および子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

当社は、建設工事に関連する地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行い、これらに関連する測量、建設計画、設計等の業務および工事を事業としております。

(8) 主要な営業所（平成28年11月30日現在）

本 社 東京都港区三田二丁目11番15号
 首都圏事業本部 東京都港区三田二丁目11番15号
 北 関 東 支 店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目44番1号
 横 浜 支 店 神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地
 北 日 本 支 社 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番16号
 北 海 道 支 店 北海道札幌市中央区北1条東二丁目5番2号
 北 陸 支 店 新潟県新潟市中央区紫竹山五丁目7番5号
 中 部 支 社 愛知県名古屋市中東区高社一丁目266番
 西 日 本 支 社 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目4番50号
 神 戸 支 店 兵庫県神戸市中央区花隈町3番35号
 四 国 支 店 愛媛県松山市山西町801番地4
 中 国 支 店 広島県広島市安佐南区祇園三丁目40番1号
 九 州 支 社 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番34号
 事務所・営業所 釧路・函館・青森・盛岡・宮古・秋田・山形・福島・
 宇都宮・群馬・水戸・千葉・川崎・長野・
 静岡・浜松・佐渡・上越・岐阜・三重・南大阪・滋賀・
 奈良・和歌山・岡山・山口・高知・大分・長崎・熊本・
 宮崎・鹿児島・沖縄
 駐在員事務所 ハノイ

(9) 従業員の状況（平成28年11月30日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
300名	△1名

（注）従業員人数には理事8名を含み、社外への出向者4名および休職者3名を除いております。

(10) 主要な借入先（平成28年11月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高 （ 千 円 ）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	905,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	750,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	300,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	90,000

2. 会社の株式に関する事項（平成28年11月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行済株式の総数 | 5,289,900株 |
| (2) 発行可能株式総数 | 17,000,000株 |
| (3) 株主数 | 548名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	364,000株	8.49%
三 木 幸 藏	280,000	6.53
西 田 弘	256,000	5.97
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	211,786	4.94
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	164,868	3.84
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160,900	3.75
川 崎 地 質 従 業 員 持 株 会	147,158	3.43
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	120,600	2.81
友 田 萬 里 子	103,500	2.41
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	78,000	1.82

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,000,071株）を控除して記載しております。
2. 上記の資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、従業員の福利厚生サービスの一環である「株式給付信託（J-ESOP）制度」導入に伴うものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成28年11月30日現在）

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
内 藤 正	代 表 取 締 役 会 長	
坂 上 敏 彦	代 表 取 締 役 社 長	
五 藤 幸 晴	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経 営 管 理 本 部 長
久 保 田 隆 二	取 締 役 執 行 役 員	首都圏事業本部探査推進部長
太 田 史 朗	取 締 役 執 行 役 員	北 日 本 支 社 長
中 山 健 二	取 締 役 執 行 役 員	首 都 圏 事 業 本 部 長
山 本 高 司	取 締 役 執 行 役 員	戦 略 企 画 本 部 長
宮 本 高 行	取 締 役 執 行 役 員	戦 略 企 画 本 部 技 師 長
相 山 外 代 司	取 締 役 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ）	
今 井 實	取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	巴工業㈱社外取締役・税理士
小 代 順 治	取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	弁 護 士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）今井實、小代順治の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）今井實氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）小代順治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）相山外代司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は今井實氏を取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）相山外代司氏、今井實氏および小代順治氏は、損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	8	45,900
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	3 (2)	11,700 (4,500)
監 査 役 （ うち 社 外 監 査 役 ）	3 (2)	3,600 (1,200)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は8名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役今井實氏は、巴工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員) 今 井 實	当事業年度に開催された取締役会に監査役として3回中3回出席し、監査等委員として10回中10回出席しました。また、監査役会に3回中3回出席し、監査等委員会に10回中10回出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会・監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 小 代 順 治	当事業年度に開催された取締役会に監査役として3回中3回出席し、監査等委員として10回中10回出席しました。また、監査役会に3回中3回出席し、監査等委員会に10回中10回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会・監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額（千円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、関係部門および会計監査人より必要な情報の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の方針に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は平成27年12月22日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みおよび当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適性を確保するための体制の整備

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 法令遵守体制の円滑な運営を図るために、当社行動綱紀、コンプライアンス規程を定める。内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進する。法令遵守・内部統制の実施・維持は監査統括部が担当する。法令遵守・内部統制に係る規程・ガイドラインの策定等の立案は各担当部署においてもできるものとする。
 - ロ 取締役は、当社における重大な法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会にも報告するものとする。
 - ハ 法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実についての社内報告体制を担保するために、社内通報規程に基づき社内通報システムを整備する。
 - ニ 監査等委員は、当社の法令遵守体制、社内通報システムの運用に問題があると認められる場合には、改善の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内情報管理規程・文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、業務執行に係るリスクについて、個々の管理責任者をおき、リスクの把握と管理をする体制を整備する。
 - ロ リスク管理体制の円滑な運用を図るためリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、管理責任者が、リスク管理並びに対応・対応を行う。重大なる不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、迅速な対応を行い、被害損失の拡大を防止する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて適時臨時に開催し、その審議を経て執行決定を行う。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行は、当社規程の定めにも即し実施する。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
当社が、企業集団として経営する体制となったときに本項を規定する。
- ⑥ 当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び社員に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ 監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、監査等委員からの申請があったときに監査等委員補助者を任命する。
 - ロ 監査等委員補助者の人事に係る事項は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定し監査等委員補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ハ 監査等委員からの指示の実効性を確保するため、監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服す。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人は、法令違反並びに法令遵守に関する重大な事実が、当社業務や業績に重要な影響をおよぼすと判断される場合には、都度、監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会が選定する監査等委員は、前記に関わらず、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ 社内通報規程の運用により監査等委員会へ、法令違反・その他法令遵守に関する円滑な報告体制を確保する。
 - ハ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じないとともに、取引

関係も含めた一切の関係を遮断する。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役会、監査等委員会の各機関を設置しております。取締役会は監査等委員である取締役3名を含む11名で構成されており、監査等委員会は1名の取締役（常勤監査等委員）と2名の社外取締役である取締役（監査等委員）で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その実施状況を、毎月開催する取締役会で報告する体制を採っております。当社業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外取締役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、取締役（常勤監査等委員）は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

貸 借 対 照 表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,601,225	流 動 負 債	2,802,155
現 金 及 び 預 金	473,862	調 査 未 払 金	591,999
受 取 手 形	22,380	短 期 借 入 金	1,600,000
完成調査未収入金	2,269,379	一年内返済予定長期借入金	145,000
未 成 調 査 支 出 金	754,509	リ ー ス 債 務	83,288
材 料 貯 蔵 品	3,205	未 払 金	20,009
前 払 費 用	47,461	未 払 費 用	89,633
未収還付法人税等	10,000	未 払 消 費 税 等	39,962
繰 延 税 金 資 産	11,673	未 成 調 査 受 入 金	195,087
そ の 他	8,981	預 り 金	36,440
貸 倒 引 当 金	△229	前 受 収 益	734
固 定 資 産	3,302,279	固 定 負 債	1,190,480
有 形 固 定 資 産	2,355,983	長 期 借 入 金	400,000
建 物	545,177	リ ー ス 債 務	155,397
構 築 物	661	退 職 給 付 引 当 金	573,088
機 械 及 び 装 置	94,916	長 期 未 払 金	4,006
車 両 運 搬 具	341	預 り 保 証 金	57,988
工具、器具及び備品	1,953		
土 地	1,472,382	負 債 合 計	3,992,636
リ ー ス 資 産	172,888	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	67,662	株 主 資 本	2,877,569
無 形 固 定 資 産	73,754	資 本 金	819,965
ソ フ ト ウ ェ ア	8,262	資 本 剰 余 金	826,345
リ ー ス 資 産	52,311	資 本 準 備 金	826,345
電 話 加 入 権	13,180	利 益 剰 余 金	1,805,820
投 資 其 他 の 資 産	872,541	利 益 準 備 金	143,748
投 資 有 価 証 券	409,981	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,662,071
出 資 金	6,840	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	54,116
長 期 貸 付 金	9,928	別 途 積 立 金	1,126,000
長 期 営 業 債 権	1,081	繰 越 利 益 剰 余 金	481,955
長 期 前 払 費 用	170,047	自 己 株 式	△574,561
繰 延 税 金 資 産	148,854	評 価 ・ 換 算 差 額 等	33,299
差 入 保 証 金	74,799	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	33,299
そ の 他	55,089	純 資 産 合 計	2,910,868
貸 倒 引 当 金	△4,081	負 債 純 資 産 合 計	6,903,504
資 産 合 計	6,903,504		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,737,230
売 上 原 価	4,834,642
売 上 総 利 益	1,902,587
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,776,323
営 業 利 益	126,264
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 ・ 配 当 金	10,570
雑 収 入	82,704
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	24,243
雑 損 失	12,139
経 常 利 益	183,156
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	83
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 利 益	183,072
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	63,422
法 人 税 等 調 整 額	54,839
当 期 純 利 益	64,810

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成27年12月1日 期首残高	819,965	826,345	826,345	143,748	52,806	1,126,000	461,354	1,783,909	△574,415	2,855,804	
事業年度中の変動額											
税率変更による 積立金の調整額					1,310		△1,310				－
剰余金の配当							△42,899	△42,899		△42,899	
当期純利益							64,810	64,810		64,810	
自己株式の取得									△146	△146	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,310	－	20,600	21,911	△146	21,764	
平成28年11月30日期末残高	819,965	826,345	826,345	143,748	54,116	1,126,000	481,955	1,805,820	△574,561	2,877,569	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年12月1日 期首残高	88,198	88,198	2,944,003
事業年度中の変動額			
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額			—
剰余金の配当			△42,899
当 期 純 利 益			64,810
自己株式の取得			△146
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△54,899	△54,899	△54,899
事業年度中の変動額合計	△54,899	△54,899	△33,135
平成28年11月30日期末残高	33,299	33,299	2,910,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成調査支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法
主な耐用年数

建物 4～47年

機械及び装置 2～8年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員等の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

5. 収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる業務については工事進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たした金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…変動金利の借入金

(3) ヘッジ方針

変動金利借入金の金利変動リスクをヘッジすることとしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについて、「金融商品会計に関する実務指針」に規定されている金利スワップ等の特例処理の条件に該当するか否か、又は、有効性の判断基準に該当するか否かをもって有効性の判定を行っております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜処理方法を採用しております。

8. 会計方針の変更

（減価償却方法の変更に関する会計基準の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,763,377千円

2. 担保資産

担保に供している資産	建物	466,475千円
	土地	1,225,895千円
上記に対応する債務	短期借入金	660,000千円
	1年内返済予定長期借入金	145,000千円
	長期借入金	400,000千円

3. 関係会社に対する金銭債務

調査未払金 414千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
仕入高 4,678千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,289,900	—	—	5,289,900
合計	5,289,900	—	—	5,289,900
自己株式				
普通株式(注)	999,770	301	—	1,000,071
合計	999,770	301	—	1,000,071

(注) 普通株式の自己株式の増加数301株は、単元未満株式の買取り請求による増加301株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った配当金の支払い額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年2月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	21,450千円	5円	平成27年 11月30日	平成28年 2月29日
平成28年7月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	21,449千円	5円	平成28年 5月31日	平成28年 8月5日

(注) 上記の配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)制度」が保有する当社株式に対する配当金(平成28年2月26日定時株主総会決議分1,865千円、平成28年7月12日取締役会決議分1,845千円)が含まれております。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの
次のとおり決議を予定しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年2月24日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	21,449千円	5円	平成28年 11月30日	平成29年 2月27日

(注) 平成29年2月24日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）制度」が保有する当社株式に対する配当金1,820千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

未払事業税 101千円

未払事業所税 1,197千円

その他 10,373千円

繰延税金資産合計 11,673千円

(2) 固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金 175,798千円

長期未払金 1,226千円

投資有価証券評価損 2,798千円

関係会社株式評価損 1,530千円

貸倒引当金 332千円

その他 10,350千円

繰延税金資産の小計 192,037千円

評価性引当額 △6,627千円

繰延税金資産の合計 185,409千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金 23,883千円

その他有価証券評価差額金 12,671千円

繰延税金負債の合計 36,554千円

繰延税金資産の純額 148,854千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および完成調査未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である調査未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は決算後、最長で5年であります。このうち長期借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、販売管理規程に従い、各支社支店が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	473, 862	473, 862	—
(2) 受取手形	22, 380	22, 380	—
(3) 完成調査未収入金	2, 269, 379	2, 269, 379	—
(4) 投資有価証券	388, 981	388, 981	—
資 産 計	3, 154, 603	3, 154, 603	—
(1) 調査未払金	591, 999	591, 999	—
(2) 短期借入金	1, 600, 000	1, 600, 000	—
(3) 長期借入金(※)	545, 000	549, 696	4, 696
負 債 計	2, 736, 999	2, 741, 695	4, 696

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 完成調査未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、全て株式であるため取引所の価格によっております。

負債

(1) 調査未払金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	21,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金及び預金	473,862	—	—	—
(2)受取手形	22,380	—	—	—
(3)完成調査未収入金	2,269,379	—	—	—
合 計	2,765,622	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	145,000	400,000	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に東京都港区内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルを所有しております。なお、その一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は次のとおりであります。

貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1, 587, 121	△18, 055	1, 569, 065	2, 024, 000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち、主な減少は減価償却 (18, 055千円) であります。

3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む) であります。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成28年11月期における損益は次のとおりであります。

賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (売却損益等) (千円)
55, 294	21, 389	33, 905	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、オフィスとして当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益および当該不動産に係る費用 (減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等) は計上されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 678円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円11銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月13日

川崎地質株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎地質株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査統括部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月20日

川崎地質株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 相 山 外代司 ㊞

監 査 等 委 員 今 井 實 ㊞

監 査 等 委 員 小 代 順 治 ㊞

(注) 監査等委員今井實氏及び小代順治氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

川 崎 地 質 株 式 会 社
代表取締役社長 坂 上 敏 彦

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は21,449,145円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年2月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
ない とう ただし 内 藤 正 (昭和20年5月7日生)	昭和44年4月 当社入社 平成10年2月 当社関東支社長 平成10年3月 当社理事関東支社長 平成13年2月 当社取締役関東支社長 平成14年1月 当社取締役東日本支社長 平成14年2月 当社常務取締役東日本支社長 平成15年2月 当社専務取締役東日本支社長 平成15年12月 当社専務取締役事業本部長 平成18年2月 当社取締役専務執行役員事業本部長 平成21年2月 当社代表取締役社長 平成26年2月 当社代表取締役会長（現任） （取締役選任理由） 当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。	74,100株
さか がみ とし ひこ 坂 上 敏 彦 (昭和30年12月9日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 当社事業本部技術推進部部长 平成17年12月 当社技術本部技術企画部長 平成19年3月 当社理事技術本部技術企画部長 平成20年3月 当社理事西日本支社長 平成21年2月 当社執行役員西日本支社長 平成22年12月 当社執行役員技術本部技術企画部長 平成25年2月 当社取締役常務執行役員技術本部長 平成26年2月 当社代表取締役社長（現任） （取締役選任理由） 当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。	9,000株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
ごとう ゆき はる 五 藤 幸 晴 (昭和34年 3 月 24日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社総務・人事部部長 平成21年 3 月 当社理事総務・人事部長 平成21年 4 月 当社理事総務部長兼企画管理部長 平成25年 2 月 当社取締役執行役員財務本部副本部長 平成26年 2 月 当社取締役常務執行役員経営管理 本部長（現任） (取締役選任理由) 当社の経営管理業務に関する豊富な経験・実績・ 見識を有しており、経営の重要事項の決定および 業務執行を行うのに適任であると判断したことか ら取締役候補者となりました。	9,000株
おお た し ろう 太 田 史 朗 (昭和48年 7 月 10日生)	平成 8 年 4 月 当社入社 平成20年 9 月 当社北日本支社技術部長 平成23年 3 月 当社理事北日本支社技術部長 平成23年12月 当社理事北日本支社技術開発部長 平成25年 2 月 当社取締役執行役員北日本支社長 (現任) (取締役選任理由) 当社の事業所経営および業務に関する豊富な経 験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の 決定および業務執行を行うのに適任であると判断 したことから取締役候補者となりました。	4,000株
なか やま けん じ 中 山 健 二 (昭和32年 7 月 16日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 当社西日本支社技術部長 平成19年 4 月 当社技術本部技術統括部部長 平成21年 4 月 当社技術本部技術統括部長 平成22年 3 月 当社理事技術本部技術統括部長 平成25年 2 月 当社執行役員技術本部技術統括部 部長 平成26年 2 月 当社執行役員技術本部長 平成27年 2 月 当社取締役執行役員事業本部長 平成27年 4 月 当社取締役執行役員首都圏事業本 部長（現任） (取締役選任理由) 当社の事業所経営および業務に関する豊富な経 験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の 決定および業務執行を行うのに適任であると判断 したことから取締役候補者となりました。	5,000株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 の 株 式 数
やま もと たか し 山 本 高 司 (昭和34年 7 月 21 日 生)	昭和62年 4 月 当社入社 平成20年 3 月 当社事業本部ジオ技術部長 平成21年 4 月 当社事業本部技術統括部地盤部長 平成22年 4 月 当社技術本部技術統括部部長 平成25年 3 月 当社理事技術本部技術企画部長 平成27年 2 月 当社取締役執行役員技術本部長兼 営業本部長 平成27年 4 月 当社取締役執行役員戦略企画本部長 (現任) (取締役選任理由) 当社の技術全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。	6,000株
みや もと たか ゆき 宮 本 高 行 (昭和32年 4 月 3 日 生)	昭和55年 4 月 建設省 (現国土交通省) 入省 昭和61年 4 月 同省近畿地方建設局淀川ダム統合 管理事務所広域水管理課長 平成 2 年 9 月 同省河川局河川計画課課長補佐 平成 6 年 7 月 同省中部地方建設局三峰川総合開 発工事事務所長 平成 9 年 4 月 同省北陸地方建設局阿賀野川工事 事務所長 平成14年 4 月 同省中部地方建設局木曽川下流工 事事務所長 平成17年 4 月 同省政策統括官付政策評価官室政 策評価企画官 平成26年 3 月 同省大臣官房付 平成26年 6 月 当社入社営業本部付顧問 平成27年 2 月 当社取締役執行役員技師長 平成27年 4 月 当社取締役執行役員戦略企画本部 技師長 (現任) (取締役選任理由) 行政での豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。	1,000株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
つち 子 ゆう いち 土 子 雄 一 (昭和37年2月23日生)	昭和59年4月 富士銀行（現みずほ銀行）入行 平成6年5月 同行国際総括部詰調査役富士銀行 信託会社（ニューヨーク）出向 平成16年7月 みずほ銀行朝霞支店長 平成19年5月 同行函館支店長 平成24年11月 みずほフィナンシャルグループ グループ人事部人材開発室長 平成25年12月 当社入社理事財務本部財務・株式 部長 平成27年2月 当社執行役員経営管理本部財務・ 株式部長（現任） （取締役選任理由） 金融機関での豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。	1,000株

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、補欠の監査等委員である取締役の選任効力が満了となりますので、引き続き法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
はす ぬま たつ お 蓮 沼 辰 夫 (昭和27年9月8日生)	昭和46年4月 東京国税局入局 平成14年7月 税務大学校研究部教授 平成20年7月 東京国税局調査第二部統括国税調査官 平成24年7月 練馬西税務署長 平成25年9月 蓮沼辰夫税理士事務所開業 (現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 蓮沼辰夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 蓮沼辰夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、その専門的見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 蓮沼辰夫氏が社外取締役に就任した場合、当社は蓮沼辰夫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

5. 蓮沼辰夫氏は、取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）並びに執行役員及び理事（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成28年2月26日開催の第65期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（年額180百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

2. 本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。

（2）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）並びに執行役員及び理事

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年11月末日で終了する事業年度から平成33年11月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年4月又は5月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり32,000ポイント（うち取締役分として16,000ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、160,000株（うち取締役分として80,000株）を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成29年1月12日の終値474円を適用した場合、上記の必要資金は、約76百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、160,000株（うち取締役分として80,000株）を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役等に給付される当社株式の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、32,000ポイント（うち取締役分として16,000株）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、当該取締役等に1事業年度につき付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイント数を、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式の給付及び報酬等の額の算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

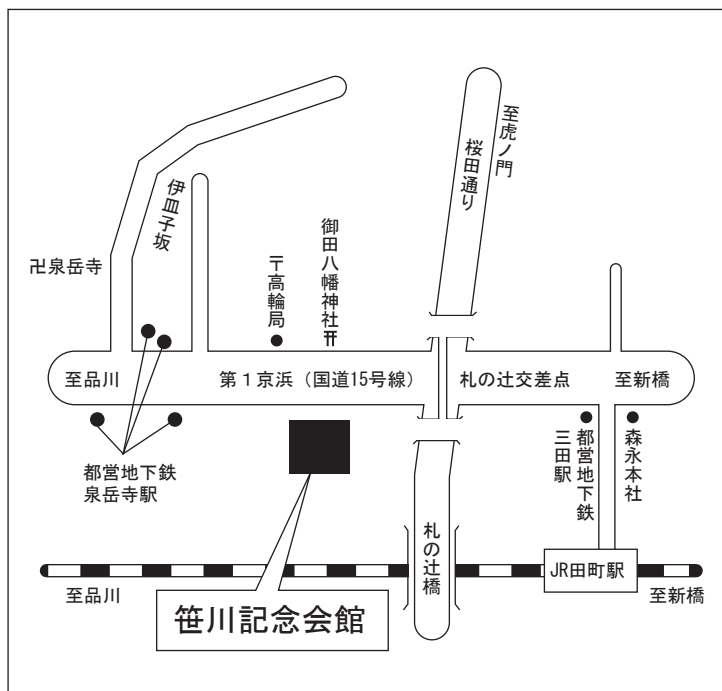
(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付することといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目12番12号
 笹川記念会館 4階 鳳凰の間
 T E L. (03) 3454-5062 (代表)



〈最寄駅〉

- JR田町駅（三田口）より徒歩8分
- 都営地下鉄三田線三田駅より徒歩9分
- 都営地下鉄浅草線三田駅より徒歩6分
- 都営地下鉄浅草線泉岳寺駅より徒歩4分